

利用申請者、葬儀業者の皆様へのお願い
～新型コロナウイルス感染症に関して～
(令和5年5月8日版)

葬儀業者 }
関係者 } 様

令和5年5月8日(改定)
臨海部広域斎場組合

平素より臨海斎場の運営にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、臨海斎場においては下記の対応といたしますのでご協力のほどよろしく申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の葬儀・火葬を執り行う際は、国のガイドライン*に沿った対応をお願いします。

*「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(厚生労働省・経済産業省)

2. 斎場施設の利用の際は、感染症拡大防止のための対応について、利用申請者・葬儀業者の皆様のご判断で実施をお願いします。

○ 基本的な感染症対策には、一般に以下のようなことが有効です。

- ・ 三つの密(密閉・密集・密接)を回避すること。
- ・ 手指衛生(手洗い・手指消毒)を徹底すること。
- ・ 場面に応じたマスクの着用をすること。
- ・ 人と人との距離を確保すること。

会葬者間に適切な距離を確保すること。

- ・ 換気をすること。

式場・控室・待合室を利用する際は、入口扉、搬入扉、サービス通路側扉を一部開放するなど換気をすること。